

2023. 6. 1 更新弁論（深層防護総論）

弁護士 大島 麻子

訴状で述べたとおり、福島第一原発事故の発生により、深刻な事故は万が一にも起こらないという安全神話が幻想であることが明らかになりました。世界的には、深層防護、具体的には安全防護のための障壁を5層備えること、そして、この5層それぞれが独立して最善の対策を備えることが、原子力安全対策における重要な指導理念とされていました。この点については、被告らも認めているところです。ところが、事故後に設置された国会事故調査委員会の調査によって、日本においては、深層防護の第1～3層にあたる対策しか考えられておらず、しかもこれらも十分に講じられていなかったことが明らかになりました。第4層であるシビア・アクシデント対策は事業者の自主目標にすぎませんでした。第5層の事故に起因する放射性物質の放出への対応、つまり周辺住民の防災対策については、何らの対策もとられていませんでした。

なぜ、日本においては世界標準の安全対策がとられていなかったのでしょうか。原告らは、第1準備書面において、その原因について具体的に述べました。福島第一原発事故以前から、各地で原発差し止め訴訟がおきていました。もし、世界標準の安全対策を取り入れ、新たに第4層のシビア・アクシデント対策が必要であるとすれば、現行の規制には不備があり、既に建設された原発施設には欠陥があるということになってしまいます。つまり、福島第一原発事故以前の日本においては、原発施設の安全に責任を持つべき電気事業者がその責任を果たしていなかっただけでなく、電気事業者を規制すべき国も、訴訟上のリスクの回避のため、必要な規制を行わなかったのです。国会事故調査委員会は、福島第一原発事故の原因は「人災」とであると明言し、電気事業者と国とが「虜」の関係にあったと指摘し、批判しました。

しかしながら、2013年（平成25年）7月8日に施行された新規制基準においてもまた、同様のことがくりかえされました。この点につき、原告らは第5準備書面において具体的に主張しました。まず、国会事故調査委員会が提言した規制組織の独立性・自立性については、無視されてしまいました。新規制基準を策定するために設置された原子力規制委員会の田中俊一委員長は、原

子力の利用を推進する組織の委員長代理を務めた人物でした。また、国会事故調査委員会は、原子力法規制についても抜本的に見直し、市民の生命・身体の安全を第一とする法体系へと再構築することが必要であると提言していました。世界標準の深層防護の採用はもちろん、立地審査指針の見直しについても例示していました。しかしながら、新規制基準は、立地審査指針については見直しどころか、審査指針として運用しないという、とんでもない方針をとりました。この点については、原告らは第7準備書面において具体的に主張しました。原発施設の立地は、確実に放射性物質の放出から公衆の安全が守られるよう、原子炉から一定の距離については人が住んでいない非居住区域とし、その外側に低人口地帯を設けなければならないとされています。これらを要件化したものが、立地審査指針です。ところが、福島第一原発事故以前においては、全ての原発施設において、「非居住区域」及び「低人口区域」のいずれも、原発施設の敷地内に収まると判断されていたのです。そこで、当時の原子力規制委員会の田中委員長は、「福島のような放出の状況を仮定すると立地条件に合わなくなってしまう」と記者会見で明言し、立地審査指針を規制の基準からはずしてしまっただけです。

新規制基準において特に問題なのは、第5層の防災対策が、原子炉施設の許認可の条件とされていないことです。当時の原子力規制委員会の田中委員長は、記者会見で、基準の適合性は見ているが、安全だということと言わないとし、第5層の防災対策は規制委員会の仕事ではないと繰り返し主張していました。

以上のとおり、日本の原発施設は、そもそも原発施設を立地すべきでない、大勢の市民が生活する場所に密接したところにつくられています。そして、福島第一原発事故を経てもなお、日本においては、国も電気事業者も第5層の防災対策については責任を負わず、避難計画がなくとも原発は稼働できるのです。

以上